

# 社会問題としての 児童虐待の構築にみる「労働する子ども」

明治期から昭和戦前期にかけての

「貫い子殺し」と「児童労働」の問題構築過程に着目して

Laboring Children in Construction of Child Abuse as Social Problems:

Construction of Problems in Adopted Child Murder and Child Labor from Meiji Era to Pre-war Showa Era

高橋靖幸

TAKAHASHI, Yasuyuki

**【要旨】** 本稿は、1933（昭和8）年に制定された児童虐待防止法のなかで取り締まりの対象とされた公衆娯楽や街頭商業の児童労働がどのような過程を経て児童虐待の問題と捉えられるようになったのかを、社会問題の構築という観点から明らかにする。こうした本稿の試みは、教育の制度からこぼれ落ち、さらには工場法という労働の制度からも取りこぼされ、長らく就労の担い手となっていた「子ども」が、近代の論理のうえに立つ学校教育の世界へいかに囲い込まれていったかの一端を明らかにする。

本稿の考察の結果、日本の児童虐待は明治期後半より社会問題として訴えられていたが、児童労働を児童虐待と認識する土壌は政府内で培われ続けた一方で、児童虐待に対する社会の関心は「貫い子殺し」や「継子いじめ」などの家庭内の問題が長らく中心にあったことが明らかとなった。ところが、1930（昭和5）年に「貫い子殺し」がそれまでにない大きな社会問題となり、そこに政府が児童労働を含む児童虐待の実態調査の結果を公表したところ社会の流れは変わり、児童労働を中心とした児童虐待の問題構築が達成され、法律の制定へ向かう結果となったことが明らかとなった。

キーワード 児童虐待防止法, 貫い子殺し, 児童労働, 子どもの近代, 社会構築主義

## 1. 問題関心

日本における子どもの近代について考えるとき、もっとも大きな影響をもつこととなったのが明治期以降の学校教育制度の成立であることに異議を唱える者はおそらくいないだろう。子どもを身体的にも内面的にも大人とは異なった固有の性質をもつ存在としてみる社会のまなざしは、

学校教育に関わる諸制度が整備されるとともに具体的かつ明確なものとなっていった。ところが学校教育制度の成立はそのようなかたちで教育の対象としての子どもをみるまなざしを確立する一方、それとは別様の子どもを社会のなかに浮上させることにもなるのだった。明治期以降、子どもを学校教育の対象としてみるまなざしが強固なものとなるにつれ、その制度からこぼれ落ちる子どもの現実が問題として社会のなかに浮かび上がってくる。そこにはたとえば労働する子どもの姿を異質なものと認識する萌芽がみられた。学校教育の受容者という文脈ではとらえられない子どもたちの現実には「児童保護」という文脈での新たな制度が用意されていき、またそのなかで数々の新しい子どもの語りが誕生していく。このようにして学校教育の制度へ囲い込まれずにいた子どもたちが別様の制度によって社会に包摂されていく歴史を明らかにすることは、日本における子どもの近代の変遷を議論するうえで重要な課題となるだろう。

『学制百年史』（文部省 1972）によれば、日本の学齢児童の就学率は1895（明治28）年に男女平均約61%だったものが、1900（明治33）年に改正された小学校令によって就学義務の規定が厳密に定められたことで、また授業料が原則廃止されたことで、急速な上昇を見せて1905（明治38）年には男女平均が約96%に至っている。しかし土方（2002）や清川（2007）の研究は中途退学者の存在や児童労働の問題を指摘し、日本の初等教育が大正中期（1920年代）あるいは地域によっては昭和初期（1930年代）になるまで普及しなかったことを明らかにしている。

土方は、「工場法」（明治44年）で定められた就学施設に代表される重層的な小学校制度が「工業労働者最低年齢法」（大正12年）の成立によって単一的な小学校制度へと変更された点をひとつの転換点とする。土方は「労働児童は工場から引き離されて尋常小学校に就学することが可能になり、尋常小学校に代わる工場主体の特別な教育が存在する理由がなく」（土方 2002, pp.179-180）なることで、「労働児童が等しく小学校教育の対象と考えられる条件」（同上 p.183）が揃ったと指摘する<sup>1</sup>。しかし、土方自身が言及するように、こうして初等教育機関の制度は整えられたが「『実態』が裏切っていることも事実」であり、「工業労働者最低年齢法」の成立以降も未就学児童は依然存在し続けたのであった。

加えて工場法が適用の対象としたのは「常時十五人以上の職工を使用するもの」（第1条）の条文に該当する工場において就労する子どもたちのみで、それ以外の労働に従事する子どもの保護については法律の整備が進められてこなかった。なかでも公衆娯楽や街頭商業を担う子どもたちは明治・大正期より政府関係者や社会事業家を中心に問題として認識されていたが、そうした子どもたちが法律による救済と保護の恩恵を受けることになるのは1933（昭和8）年の児童虐待防止法の制定を待たなければならなかった。上記のような児童労働は子どもと労働の関係のあり方そのものの問題ではなく、児童虐待の問題の一部となることで取り締まりの対象となったのである。では、児童労働はどのような経緯によって子どもへの虐待を取り締まる法律の適用の対象となっていったのだろうか。すなわち、日本において児童虐待は明治期以降にどのように問題化され、またその問題化のなかで児童労働がどのように虐待問題の一部として救済と保護の対象とされていったのだろうか。これらの考察は、教育の制度からこぼれ落ち、さらには工場法という労働の制度からも取りこぼされ、長らく就労の担い手となっていた「子ども」が、近代の論理のうえに立つ学校教育の世界へいかに囲い込まれていったかの一端を明らかにする。本稿はこうした関心のもとに、日本の初等教育の成立並びに普及の歴史的な過程において、学校へ行くことから長い間取り残された子どもたちの姿を、明治期から昭和戦前期までの児童虐待防止の議論と法

律の制定の展開をもとに描き出すことを課題とする。

## 2. 社会問題としての児童虐待への視座

### 2.1. 昭和戦前期の児童虐待と児童労働に関わる先行研究

昭和戦前期の児童虐待問題に関する研究は、これまで主に社会福祉学や社会学の分野で展開されてきた。多くの先行研究において取り組まれてきたのが、戦前期の児童虐待の実態を解明する試みである。特に日本で初めて虐待児童の保護に取り組んだと言われる原胤昭の活動の紹介とともに、明治期から大正期にかけての児童虐待の実態について検討する研究が多く蓄積されている。それらの先行研究は、原という人物それ自体の研究（池田・矢花 2002; 片岡 2009）から、明治期以降の児童虐待問題の展開について原を重要な人物として位置づけ考察を行なう研究（炭谷・齋藤 1994; 岩間 1998; 三島 2004）に至るまで多岐にわたる。原は社会事業関連の雑誌を中心に多くの論考を残しているため、先行研究はそれらの文献を素材に明治期や大正期に家庭の内部で虐待された子どもの事例ならびに虐待防止に対する原の考えや活動の動機などについて考察を行い、またこの時代の児童虐待の実態に迫っている。しかしながら、これらの先行研究は、その後制定される児童虐待防止法の中身が屋外での児童労働の取り締まりを含むものであることにはおおよそ触れず、もしくは僅かに言及するのみにとどまっている。言及がある場合でも、どのようにして家庭内での児童虐待の問題に児童労働の問題が含まれて法整備が進行したのかについては明言されていない。

一方、こうした研究に加えて、戦前期の児童虐待を児童虐待防止法の成立過程に着目して検討する研究がある。たとえば安岡（1999）や田中（2013）は、児童虐待防止法の成立過程の詳細を当時の実態調査や内務省内の審議過程そして帝国議会議事録の検討を通じて明らかにしている。また吉見（2012）は、児童虐待防止法の制定前後に研究者や政府関係者の書いた文献を対象に、かれらの論点が法律の制定にどのような効果をもたらしたのかについて考察を行っている。こうした研究に加えて、児童虐待防止法の成立過程を子どもの権利思想の観点から検討を行なう先行研究もある。下西（2005）や杉田（2008）は、それぞれ明治期と大正期の児童虐待を、同じく明治期から大正期にかけて台頭した子どもの権利思想との関わりから論じる。明治期以降に台頭した「権利主体としての児童」という児童観に着目する上記の先行研究では、それらの権利思想が児童虐待の政策や法律の条文にどのように反映されたのかの検討を研究課題としていた。これらの研究は、児童虐待防止法が労働における子どもの使用を禁止する事項が盛り込まれたものとなっていたことに着目し、法律制定の過程で児童労働についてどのような議論が展開されたのかを明らかにしている。しかしながらこれらの先行研究は、児童虐待防止法が児童労働の取り締まりを含む法律であることを所与とし、法律制定の議論が明治・大正期より続く家庭内での児童虐待問題の議論とどのような関連を持って進展したのかについてまで考察は及んでいない。

先行研究は、明治期以降に児童労働が虐待の問題とされ、法律による取り締まりの対象とされていくなかで、どのような議論が起こり、またどのような主張が展開されたのかを明らかにしない。しかしその過程には、就労の担い手であった子どもが、虐待の被害者として救済と保護を受けるべき存在とされていく社会の変化をみることができるだろう。それら学校教育の論理とも工場法による労働の論理とも異なる観点から子どもを処遇する社会の形成を明らかにすることは、

日本における子どもの近代を捉えるうえで重要な課題となる。本稿は、児童虐待がどのように問題化され、またその問題化の過程に児童労働がどのように関係していたのかを「社会問題」という点に着目することで明らかにしたい。人びとが児童虐待を「社会問題」として議論し、その処遇を求めていく過程を解き明かすことにより、児童虐待ならびにその対象とされる子どもについての社会の意識を読み解くことを試みる。

## 2.2. 社会問題としての児童虐待と社会構築主義

本稿は、戦前期の児童虐待の社会問題化について、社会構築主義の視点から接近を行う<sup>2</sup>。社会問題の社会学の分野において、1970年代に社会構築主義の理論を構想したスペクターとキツセは、社会問題を「なんらかの想定された状態について苦情を述べ、クレームを申し立てる個人や集団の活動」(Specter & Kitsuse 訳書 1990, p.119)として定義する。社会構築主義の関心は、社会問題の「状態」を問うのではなく、社会問題の状態を構成する人びとの意味づけ、すなわち社会問題の状態をめぐる人びとの定義づけの「活動」を問うことにある。ハリスが指摘するように、「社会問題には時間をかけて発展を遂げていく『経過』や『歴史』があり、つまり問題はあるときに持ち上がり、そして注目を集めたり失ったり、さまざまな方法でカテゴリー化されたり、論争となったり、政策の対象となったりする」(Harris 2013, p.8)のである<sup>3</sup>。社会構築主義の関心に立つ研究は、そうした社会問題の構築の「歴史」を読み解くことを通じて、ある問題が動かしがたい事実としてその社会のなかに深く根を下ろしていく過程を明らかにしていくのである<sup>4</sup>。

ある問題の立ち上がりから法律制定までの過程には、専門家や政府などによる議論に加え、ときにそれらの議論への反応というかたちを含めて、マス・メディアを介した社会での議論が展開される段階がある。「メディアの報道がなければ、問題が公的言説の公共的な討論の場（アリーナ）に登場したり政策過程の一部となったりすること」(Hannigan 訳書 2007, p.77)は難しい。なんらかの出来事が公共的な場で問題として語られ、その語りが公的な言説としての地位を獲得するとき、社会問題の構築は大きく前進する。マス・メディアは問題の語り方の定式化に大きな力を持ち、社会問題の構築の展開を左右するほどの重要な役割を担うのである。

社会問題の構築におけるマス・メディアの役割は、戦前期の児童虐待防止の法制化においても重要なものであったといえる。たとえば、法律制定の直前、議会の特別委員会の場において児童虐待防止法案の提案趣旨説明を行った政府委員の丹羽七郎は、「近年我国の事情を見ますのに、児童に対しまする各種の虐待事実は、往々にして社会の耳目を聳動せしめつつあるものがあります」(『第64回帝国議会貴族院児童虐待防止法案特別委員会議事速記録第一号』1933年3月22日)と述べている。児童虐待は、法律制定以前にどのような問題として「社会の耳目を聳動」させていたのだろうか。その様相は、公的な言説空間を構成するマス・メディアを中心に展開された児童虐待の社会問題化の過程をみることで明らかとなるだろう。次節からは法律制定の議論に加えて、マス・メディアを中心とした児童虐待問題の実際の構築過程をみていくことを通じて<sup>5</sup>、本稿の課題に答えていくこととする。

## 3. 明治期における児童虐待の問題

日本における児童虐待の社会問題化は、法律制定よりおよそ30年以上前の明治期の中頃にま



でさかのぼる。明治30年代になり「虐待」として問題とされるようになったのは、「貰い子殺し」や「継子いじめ」など家庭内での身体的傷害の被害を受ける子どもたちであった。「貰い子殺し」と「継子いじめ」はどちらも明治期のはじめより新聞で記事とされてきた事件であったが、それらが明治20年代から30年代にかけて「虐待」という言葉を伴って語られるようになっていったのである。それまでそれぞれ別様に語られてきた「貰い子殺し」と「継子いじめ」は明治30年代に「虐待」という言葉を伴って継続的に新聞紙上へ登場するようになり、さらに明治40年代になるとそれらふたつの問題が子どもに関わるひとつの大きな「児童虐待」の問題として語られるものとなるのだった（高橋 2013）。

しかしながら、この時期の「児童虐待」という言葉が示す範囲は、それほど確固として定まるものではなかった。例えば、1906（明治39）年9月12日付けの『大阪朝日新聞』には「児童虐待の弊」という見出しの記事がある。この記事には「継子いじめ」や「貰い子殺し」の事例は登場しない。この記事では、将来の国を担う子どもの身体の健全な発達を阻害するものとして、学校での過度な教育、子どもに多くの習い事などを課す家庭、そして工場労働が挙げられ、これらが児童の虐待であることが主張されるのである（「吾人は以上の三項を以て、我が少国民に対する現代社会の虐待と為し、国民体力の発達を阻止し、帝国将来の運命にも関する重大の事項なるを信ずる」）。記事のなかではこれらの虐待について「其の残忍酷薄なる、寧ろ貰い殺しの所為にも勝らずや」と述べられており、そこでは従来問題とされている「貰い子殺し」のみならず、学校、家庭、工場での身体発達の阻害もまた「児童虐待」であることをクレームすることが試みられているのである。とはいえ、明治期の「児童虐待」といえば「貰い子殺し」と「継子いじめ」が中心の問題であったことは間違いない。その上で、問題の範囲をめぐって様々な主張が展開され、まさにハッキングが「種類の制作」（Hacking 訳書 2006）と評したことが行われたのである。こうした事態を明瞭に示す他の新聞記事として、次のものがあげられる。

「児童虐待防止//恐る可き貰子殺と継子虐め/飢と疲れに充てる兩の眼/続々世間の一隅に聞く継子いぢめとか、貰ひ子殺しとかいふ如き事件は、假に新聞紙の記事となつて顕るものだけとしても輕々に看過すべからざる一大事である。況や新聞記事にあらわるものはその著るしいもののみであつて、その極度に達せざる程度に於て、或は無情より或は無智より、児童を虐待するの例は尠からぬと思ふ」（「東京朝日新聞」1909年3月9日）

記事では、児童への虐待がすでに特殊な事件ではなく、また表舞台に現れないものも含め、その「例は尠からぬ」ものであり、「輕々に看過すべからざる一大事」であるとされている。児童への虐待は何ら私的なトラブルや事件ではなく、現在相当数の子どもたちに被害をもたらし、それに対して何らかの対策を必要とする重大な問題として語られるのである。

しかしながらこの記事で注目すべきは、続いて児童労働問題についての言及がみられる点にある。記事は、「継子いじめ」と「貰い子殺し」への言及の後に「児童労働問題」と中見出しをつけ、「此の虐待問題は、児童一般に適用さるべきものである」との主張を展開し、児童労働、なかでも興行に子どもを使用することもまた児童虐待問題のひとつであるとのクレームを提示するのである。しかしながら、児童興行を虐待問題のひとつとして付加的にクレームするこの記事は、その問題の根拠を次のように説明している。

「児童興行を止めよ/いたいけな可憐の子供等が大仕掛の定期興行物を始めとして、所謂街道藝人輩の喰物に用ひられて居ることは、心ある人をして常に顰蹙せしめる。(中略) 開明人士の美はしい感情には、猿芝居、犬芝居の類すら動物虐待としてだんだんに忌まれるのである。況して大切な人間の子供を以て、興行物にするといふことがあろうか。然も之を見て大口あいて笑って居る大人の心こそ驚かされるのである。(中略) よしや法律は禁じないにしても、心ある社会は決して之を見るに忍びぬ」(「東京朝日新聞」1909年3月9日)

この記事において児童興業を虐待問題とするクレームとして示されるのは、大人の側もしくは社会の側の関心の有り様を問責するものである。記事は、「心ある人」「開明人士」「心ある社会」という言葉を掲げて児童興業を社会の意識の問題として捉える枠組みを提示する。そのうえで児童興業を認める現在の社会は心ない人たちの、未文明の社会というイメージを作り出すようにして批判を展開していく。ここに「虐使される子ども」と「心ない無教養な大人・社会」という構図ができあがる。興味深いのは、このとき議論の矛先が前者の子どもそれ自体ではなく、後者の大人や社会に向けられているところにある。すなわち、ここでの議論はたとえば「子どもの尊厳の侵害」や「子どもの発達の阻害」といった虐待される子ども自身の問題を直接対象に扱う内容ではなく、子どもの特殊な労働に対する社会の意識や関心の低さを問題にしているのである。こうした議論のあり方は、児童興行が「われわれ(社会)の問題」であるというクレームを完成させるが、これは裏を返せば児童興行がいまだ虐待としては十分な認知のない状況にあり、そうであるからこそ社会の問題としてクレームすることによって問題化を図らなければならないような段階にあったことを物語っている。児童虐待は「貰い子殺し」と「継子いじめ」を中心にひとつの社会問題としてクレームされ、そこに興行等の児童労働の問題がまさに加えられようとしていたのが明治40年代であったわけである。

#### 4. 法制化の議論に向かう児童虐待問題

##### 4.1. 児童虐待問題をめぐる社会の情勢

こうして明治30年代から明治40年代にかけて、子どもへの虐待に対する社会の関心が高まりをみせると、児童虐待の問題は次第に保護活動ならびに政策策定の議論の段階へと移行していった。1909(明治42)年6月には原胤昭が日本初といわれる虐待児童の保護活動を開始し、その活動の経過を同年10月に報告している(原1909)。原が虐待児童の保護を開始した動機は「新聞紙上に顕はれ大に世人の注意を引きたる實子虐待の惨事は私の宿意を動かし終に着手する機会を與へられた」(原1909, p.70)と述べたことからわかるように、新聞の伝える児童虐待の記事をきっかけとするものであった。すなわち、マス・メディアの先導する児童虐待の社会問題化に呼応するように、ひとりの篤志家が児童虐待問題をめぐって活動を始めることとなったのである。また活動報告における被害児と加害者の関係をみると、「生父、生母、生父母、伯父母、継父、継母、雇主婦」とあり、原が問題としたのが家庭内部での虐待であったことを見取ることができる。

原の活動は児童虐待の社会問題の構築という観点から見て、大きな前進と位置付けることができる。なぜならこの活動は、単に虐待児童の救済と保護を日本で初めて実現させたという意味に

おいてのみならず、その活動が改めてマス・メディアで取り上げられることで、児童虐待の社会問題化をさらに推し進める力を持つことになったからである。原の活動は新聞紙上で次のように紹介されることとなった。

「氏は昨年夏中より児童虐待防止事業を始めて居られるが、事は昨年六月赤坂の虐待児を引取つてからのこと、(中略) 當時はヨタヨタ歩くも物憂さそうであつたのが三日目からは早や親となつてお菓子をねだる姿、體量も収容後二週間目には三百五十匁増した、今では福々と肥太つて餘念もなく遊び戯れて居る」(「東京朝日新聞」1910年6月2日)

新聞は原の活動を伝えることを通じて、虐待児童の悲惨さを訴えることに加え、保護されたその後の子どもの「子どもらしい」姿を描き、この問題への実際的な取り組みの効果を謳っている。それは「お菓子をねだる」姿であり、「福々と肥太った」姿であり、「餘念もなく遊び戯れて居る」姿である。こうした記事は、児童虐待の事実を伝える単なる事件報道の域を脱して、虐待児童の保護活動の有効性を示すことで児童虐待の問題性を新たな局面から訴える強力なクレームを作り出す。新聞は児童虐待の事実を報道するのみならず、本来あるべき「子ども」の姿の輪郭を描き出すことで、児童虐待問題の悲惨さとその保護活動の意義を同時に訴えることに成功するのである。このように、原の活動は、日本で初めての虐待児童の救済と保護の取り組みという役割を担っただけでなく、マス・メディアにおけるクレームのあり方の新たなかたちを生み出すことにもなったわけである。

そしてこうした原の活動と同じ時期、児童虐待問題への対応は篤志家個人の尽力ではなく、組織的な事業として取り組まなければならないという声が上がられるようになってくる。1908(明治41)年に誕生した中央慈善協会<sup>6</sup>は、1910(明治43)年6月に救済事業委員会を設置し、9回にわたる審議を重ねて各種救済事業の範囲とその緊急度についての意見をまとめた。その報告書のなかでは「児童保護事業」が緊急の事項として挙げられ、その範囲として育児事業、幼児保育事業、貧児教育事業と並んで児童虐待防止事業が掲げられたのである。児童虐待防止事業の項をみてみると、「我邦に於ては原胤昭氏が(中略) 數年前より同防止事業の端緒に着手せるの外、杳として他に殆んど之が計畫の聲を聞かず」(中央慈善協会 1911, p.19)として、同防止事業の組織的な取り組みの必要性を訴えるのである。さらに同委員会は、「我邦に於ては未だ幼児虐待防止に關する法律を有せざる」事態を問題とし、「之に關する法律を制定するを急務とす」として、児童虐待防止事業の取り組みのみならず法律制定の要請にまで言及したのである。

ところが同報告書は、日本の実情の対比として諸外国の先進的な児童虐待防止事業を詳細に説明するが、そのなかで注目されているのは「家庭工場又は興行物等に於て虐待せらるる十四歳以下の少年少女」(中央慈善協会 1911, p.17)の救済と保護についてであった。報告書では、原が保護活動として取り組みを見せた家庭内での児童虐待問題に触れる記述はない。このことは諸外国の児童虐待防止事業を紹介することで「児童保護の範囲甚大なる」(中央慈善協会 1911, p.18)ことを強調し、日本における児童虐待防止事業の範囲もまた家庭内部の問題に止めず、さらに広範な問題を含めようとする同委員会の期待としてみることができる。少なくとも、この時期に日本でようやく取り組み始められた児童虐待防止事業の対象は、家庭内での児童虐待問題であり、しかしこの問題に対して児童労働をも含めて対応すべきとの希望と法律の制定を求める声が一定

の具体的な形となって社会へ発信されるようになってきたことを見て取ることができるのである。

#### 4.2. 内務省社会局を中心とした児童虐待防止の法制化議論

このように児童虐待防止の法制化の機運は明治40年代に徐々に高まりつつあった。しかし具体的に政策の策定を推し進める政府の最初の動きとして位置づけることができるのは、1918（大正7）年6月における内務省の「救済事業調査会」の設置である。同調査会は、「我邦現時の国情に照し時勢の要求に鑑み以て社会政策上施設改善を要すべき事項を調査せしむるため」（内閣1918）に設置された内務大臣の諮問機関であった。その第1回目の調査項目に関する審議（1918年7月3日～7月6日）のなかで「児童保護事業」は掲げられ、そして「政府に於て速に調査を遂げ諮問の上実行せられんことを望む」事項のひとつとして「児童虐待防止」が提起されたのである（内務省社会局 1920, p.12）。そして翌年の1919（大正8）年10月、同調査会は内務大臣より諮問を受けた「児童保護に關する件」について検討し、同年12月に『児童保護に關する施設要綱』を答申する。その要綱のなかでも、児童虐待防止の調査と法制化への要請が特に「希望条項」（「児童保護の趣旨を貫徹する爲別に児童の虐待防止に關し其の調査を遂げ適當なる制度を設くること」）として明記されたのであった（内務省社会局 1920, p.55）。

加えてこの『児童保護に關する施設要綱』では、その後の児童虐待防止法の成立をみるうえで重要な指摘が行なわれている。特別委員会の会議のなかで、委員の小河滋次郎より参照意見として次のような指摘が提出されている。

「所謂児童の虐待とは児童の勞働能力の過當なる使用をも包含するの旨趣なるや否や。若し之を包含せすとならば別に『児童勞働の保護に關すること』の目を加へられんことを望む。児童勞働に付ては現行工場法の上にも多少保護の規定あるを見る所なりと雖も其の不備なること固より言ふを俟たず。尚下層階級の實状に就て之を見るに児童にして家庭又は家庭以外に於て種々なる有害且つ過當なる勞務に酷使せらるる者少なからず」（内務省社会局 1920, p.40）

小河は児童労働を児童虐待に含めるか否かを問題として提起している。そのうえでもし児童虐待に含めないのであれば、児童労働の保護に関しても別建ての法律を議論する必要があると述べている。先に確認したとおり、明治40年代には、児童虐待に児童労働の問題を加えようとする主張や、諸外国の児童虐待防止事業における児童労働の救済と保護の取り組みを紹介する議論などがすでにあった。それから10年近く経過した後の本調査会による答申においても、児童保護の具体的な法律制定に向けて、工場法の対象とならない児童労働を児童虐待の問題に含めることを求める意見が提示されたのである。すなわち、政策策定に向かう具体的な議論となった1919（大正8）年のこの時点で、児童労働は児童虐待とは別種の問題として位置づける余地がまだ残されていたことがわかる。このことは、この時代に児童労働を虐待とみるまなざしが明治期後半より引き継がれてはいるものの、法制化の議論の対象となっている児童虐待は家庭内での子どもへの虐待を主としていたことを逆説的に物語っているのである。

このような内容の答申が提出された翌年の1920（大正9）年には、内務省内に社会局が設置されて日本の児童保護事業もさらなる進展を遂げることとなる。社会局は1922（大正11）年6月



に「我邦社会事業の發達の沿革並にその現状の概要」をまとめた『本邦社会事業概要』を提出する。この『概要』では重要な整理が示された。児童保護のひとつとして「被虐待児保護」の項があげられたが、その文章は「繼子、貰子の虐待、其他の放棄児童、獅子舞、輕業、其他備ひ児童の虐待等を豫防し、被虐待児童の保護を講ずることは亦極めて重要なり」（内務省社会局 1922, p.129）と始まる。先の『児童保護に関する施設要綱』（1919）では児童虐待に含めることを提言するまでの段階にあった特殊な児童労働が、このときの『概要』のなかでは「児童保護に関する法制の制定を以て目下最も根本的の急務なり」（同上 p.92）と指摘される内容に含まれるものとなったのである。こうして社会局誕生を契機に児童虐待は児童労働の問題を含むかたちで整理され、先の『要綱』（1919）では希望条項にとどまっていた法律の制定が全面的に求められていくこととなるのであった。

その後児童虐待防止の法制化の議論はさらに具体的なものとなっていく。1926（大正15）年6月、内務大臣の諮問に応じて各種社会事業を調査審議するための社会事業調査会が社会局内に設けられた。同調査会は1927（昭和2）年12月に『児童保護事業に関する体系』の決議を行い、児童保護政策の喫緊の課題8分野を掲げた。そのうちのひとつとして「児童虐待防止」が挙げられ、以下の文章が提示されたのである。

「児童に對する親權の濫用、放任、其の他児童に對する虐待行爲を除去し心身上甚しき弊害多き特殊業務に児童を使用するを制限し又は報酬を得て乳幼児を養育する者に對し取締の途を講じ之等の保護を圖るは極めて緊要なるを以て児童虐待防止並保護に關する制度を確立するの要あり認む」（内務省社会局 1932, p.35）。

児童虐待防止のための法律を求めるこの文章には繼子や貰い子の言葉はなく、親權の乱用といった虐待の問題点に言及する説明が示されている。これは、法制化を具体的に視野に入れた内務省からの児童虐待を捉える新しい枠組みの提示であるといえる。ここには虐待を受ける子どもの分類ではなく、虐待がどのような点で問題となるのかについての説明が示されている。とくに「心身上甚しき弊害多き」という説明には、特殊業務の労働に従事する子どもの成長や発育に配慮するような論理がみられる。これは明治期の新聞記事で確認された児童労働に対する「社会の関心の低さ」を問題として提起するあり方とは異なり、子どもの存在自体を問題の主要な対象としてみるまなざしである。こうした論理は、労働に従事する子どもが「本来あるべき子ども」の姿から乖離した状態にあることを問題の軸に据えて問題化を図っているものといえる。『体系』はこの時代の政府内における児童保護事業の政策策定の具体案として位置づけられるが、そうした重要な指針のなかで児童虐待の問題が労働によって過酷な環境に置かれる子どもの心身の問題として提起されたことが確認されるのである。

## 5. 児童虐待問題の転換と法律の制定

このように大正期を通じて児童虐待防止の法制化の議論ならびに虐待問題に特殊な児童労働を含める議論は政府内で確実なものになっていくのだった。しかしこれらは政府内での議論であり、こうした児童虐待の法制化と児童労働の関係は必ずしも社会一般のメディアに流通するものとは

いえなかった。政府内において児童虐待の法制化の議論がより具体的となった大正後期あたりからの新聞紙上をみても、継子いじめや貰い子殺しの事件は定期的に伝えられるが、子どもの特殊な労働が大きな事件として大々的に報じられることも、またそれが社会問題として継続的に議論されるようなこともない。

そうしたなかで1930（昭和5）年、児童虐待に関わる重大な事件が社会を賑わすことになる。それは世間の児童虐待の議論を活性化させ、その後の児童虐待防止法の制定を後押しすることとなったといわれる「板橋岩の坂貰い子殺し事件」である。新聞は、賃金とともに子どもを貰い受け、その後その子どもを殺害するという行為が貧困地域で常習的にまた地域ぐるみで行われていたことを伝えた。この事件では問題の発覚した4月14日より連日報道が続けられ、また19日にはこの地域で新たに別の貰い子殺しが発覚したことが報じられるなど、事件の「異常性」が強く訴えられた。その後、この地域以外でも新宿、岩淵、西荒井、代々幡、八王子などで同様の常習的な貰い子殺しが行われていることが次々と報じられるようになり、各新聞は貰い子殺しの「悲惨さ」を互いに競い合うように記事にしていっていった。こうした連日の報道により貰い子殺し事件は社会の関心を集め、この問題に関する取り組みの実状が問われ始めるのであった。

「岩ノ坂事件から法律の制定へ//（中略）市外板橋岩ノ坂で常習的に行はれてゐたもらひ子殺し事件につき、これは現代社会の一暗面を暴露した重大な社会問題として論議せらるるに至り内務省社会局方面でもその対策について慎重に考慮する事になつた」（「東京朝日新聞」1930年5月10日）

貰い子殺し事件をきっかけにして、悲惨な環境におかれる子どもを助ける手だてが模索されるが、それを実現するための法律が現実には存在しておらず一連の事件はこれまで野放しの状態にされており、しかしようやく政府がその対策を講じ始めたという内容が記事にされるのである。こうして貰い子殺しは、同種の事件が「発見」され繰り返し報じられていくことに加えて、政策策定の問題としても論じられるようになっていくのであった。

こうしたなか、政府内でのあるひとつの動きがこの問題を大きく展開させることとなる。1930（昭和5）年8月より児童虐待防止の法制化に向けて調査（「被虐待児童數並に虐待を誘發する惧ある状態にある児童數調」）が内務省社会局によって行なわれ、9月23日にその結果が公表されたのである。

「生きながら地獄にこの夥しい数！//全国で十万人もある虐待児童/調査の結果公表される/内務省社会局では貰子その他の被虐待児童、曲馬、軽業等の危険な諸藝に携はつてゐる少年少女、見世物に晒されている不具奇形児童、特殊の業務に従事している子供達、金で貰はれてゐる里子などについて警視庁を始め全国各警察に命じ調査を行った」（「読売新聞」1930年9月24日）。

調査対象の項目として挙げられたのは、「被虐待児童」に加えて「曲馬、軽業その他これに類する危険な諸芸に使用される児童」「公衆の観覧に供されていた不具奇形児」「特殊の業務に従事する児童」「報酬をもって養育される児童」であった。この調査自体は、1927（昭和2）年の『児

童保護事業に関する体系』の決議を受けて実施されたものと考えられる。したがって児童虐待に特殊な児童労働を含めるといふ政府内の指針が反映されるかたちで調査が行われていた。しかしながら貫い子殺し事件が社会問題として連日報じられていたなかで公表された本調査結果は、それまで中心にあった貫い子殺しの問題に加えて、危険な諸芸に携わる児童や特殊な業務に従事する児童の実態にも大きく光を当て、この問題に社会の関心を向かわせたのであった。実際、本調査が実施される時期あたりから子どもの特殊な労働を問題として報じる記事が出始めていたが<sup>7</sup>、本調査の結果が報じられるとその報道に拍車が掛かり、子どもの様々な労働が問題として伝えられるようになっていくのだった<sup>8</sup>。このようにして児童虐待の文脈で児童労働の報道が繰り返されることにより、児童虐待に児童労働の問題を含めようとする政府内での議論や指針は結果的に新聞紙上の議論に反映されていくこととなった。これらの議論を通じて社会は特殊な児童労働を虐待として論じる土壌を確実に培っていったのである。

実際、児童虐待を児童労働の問題として議論する傾向は強くなっていく。内務大臣は「社会の現況に鑑み児童の虐待防止に關する法制を定むるの必要あるを認む」（内務省社会局 1932,p.95）とし、1931（昭和6）年4月に社会事業調査会へ「児童虐待防止に関する件」について諮問するが、諮問を受けた同調査会は同年6月に4回の特別委員会を開催した後、7月に『児童虐待防止法案要綱』を答申する。新聞はこの特別委員会の第一回目の開催（6月1日）を次のような記事をもって伝えたのである。

「児童虐待防止法//愈々來議會に提出/（中略）立案中の同法大綱は滿十四歳未滿の者の過激勞役を禁止し、もらい子、繼子いじめを未然に防止する」（「東京日日新聞」1931年6月2日）

「曲馬團、行商等から影を絶つ薄倖兒//子貫い常習者などにも制裁/児童虐待防止法の内容」（「読売新聞」1931年6月3日）

児童虐待防止法案の議会提出が具体的となったことを伝えるこのときの記事には、問題の関心がすでに児童労働にあることを見て取ることができる。上の記事での問題の順番は「過激勞役」が先にあり、続いて「もらい子」「繼子」が示された。これはそれまでの児童虐待問題の新聞記事構成には見られないものである。また下の記事の主見出しを飾るのは「曲馬團、行商」のことであり、「子貫い」の問題は袖見出しで「にも」という表現とともに副次的な問題として位置づけられたのである。1930（昭和5）年の板橋の事件を発端とする一連の貫い子殺し事件は、確かに児童虐待を防止する法律の制定という関心を社会に提起するきっかけを作り出した。しかしひとたび児童虐待が社会問題として議論されるようになると社会の関心は児童労働へと移行していき、具体的な法律案の議論が提出される頃には児童労働を中心に児童虐待の問題は論じられるようになっていたのである<sup>9</sup>。

## 6. 結論

本稿は、日本において大衆娯楽や街頭商業などの児童労働が児童虐待の問題として認識され、法律の取り締まりの対象として議論される歴史的な経過を、社会問題の構築という観点から明ら

かにしてきた。日本の児童虐待は、明治期後半より社会問題として訴えられてきた。しかし、児童労働を児童虐待と認識する土壌は政府内で培われ続けた一方で、児童虐待に対する社会の関心は「貰い子殺し」や「継子いじめ」などの家庭内の問題が長らく中心にあったのである。

この問題の構築過程には、原胤昭というひとりの篤志家が新聞のマス・メディア報道にふれて児童虐待防止事業を開始し、またその原の活動の成果を新聞が広く伝えるというかたちで問題の増幅の経過がみられた。またそうした問題構築の原の活動を中央慈善協会という慈善事業の組織が参照するかたちで、さらなる問題構築を図る試みが行われたのであった。このように明治期からの児童虐待問題では、まだ問題の全貌が定まらないなかで、マス・メディア、個人、慈善事業組織のそれぞれが互いの活動を参照し合うようにして問題構築が図られ、社会のなかで児童虐待を議論し法律制定を志向する基礎が作られていったのである。

児童虐待問題の転換は、1930（昭和5）年の「貰い子殺し」の社会問題化に見ることができる。社会の関心であった「貰い子殺し」が一連の事件とともに社会問題化されると、この機に乗じるかたちで政府の側から児童虐待の調査結果が公表され、社会におけるこの問題の規模と範囲の認識が大転換するのだった。児童虐待の「実態」は数値によって裏づけられることで、その像の全体が判然たる輪郭をもち、特殊な児童労働の問題として前面に押し出される結果となったのである。

日本における子どもの近代という点でいうと、このことは社会問題の構築過程で子どもに関わる関心が練り直され、労働する子どもが虐待の問題として昭和戦前期になってようやく社会の認識に浮上することとなった歴史として見ることができる。すなわち、特殊な業務の労働に従事する子どもの姿は、児童虐待の構築のなかで人々の目に「見える」ものとなったのである。しかしこれは、それまで社会から無視されていた子どもの存在によりやく人々の目が向けられるようになったということを意味しない。そうではなく、問題が訴えられ、議論され、調査されるなかで、問題の子どもの姿は「実体」として構築されたと見るべきであろう。労働する子どもは、「貰い子殺し」を契機とした児童虐待の社会問題の構築と「同時に」その姿を現実世界に現すこととなったのである。

しかしながら、このことを日本における近代的な子ども観の誕生や深化とそのまま単純に結論づけることはおそらくできない。「労働する子ども＝忌諱」という子ども観が児童虐待の社会問題の構築において「実体」を伴う明確な社会の認識として立ち上げられたことは確かである。だが、忘れてはならないのは、これは単に子どもの労働をめぐる議論ではなく、子どもの労働を生活のために必要とした層についての議論でもあったことだ。たとえ、「労働する子ども＝忌諱」という子ども観が社会に提出されたとしても、生活のために子どもの労働を必要とする人びとの立場からも、そうした近代的な子ども観とのあいだに矛盾や葛藤を抱えるかたちでなにかしらの訴えがあったものと考えられる。それらの矛盾や葛藤を児童虐待の構築過程に位置づけて問い直すことは、本稿の残された課題である。

本研究はJSPS科研費 26780483（研究課題名『明治期から戦前期にかけての児童虐待問題と日本の近代的子ども概念の構築に関する研究』）の助成を受けたものです。



註

- 1 年少者の工場労働が問題となり勤労する子どもが「保護」の対象としてみなされて「工場法」が誕生した、という説明は歴史を単純化し過ぎているともいえる。元森（2014）は、工場法成立以前の農商工高等会議においては、子どもをめぐる教育の論理と資本の論理は拮抗し、子どもの「保護」は児童労働の議論においてそれほど収まりの良い概念ではなかったことを明らかにしている。
- 2 社会構築主義の視点から戦前期の児童虐待問題に接近した研究としては、児童虐待の発見方法と問題化の論理の変化を追った上野（2006）の研究があげられる。しかしこの研究は社会問題の構築という関心ではなく、また他の先行研究と同様に児童労働がどのように児童虐待の問題として構築されたかには言及していない。
- 3 ハッキングは、社会構築主義における「構築」というメタファーの意味の重要性を改めて強調する。「構築と呼ぶことの何よりの価値は歴史ということにある。ただし単に歴史であれば良いのではない。それは、築き上げていくこと [building] の歴史でなければならないのだ」（Hacking 1998, p.56）。社会構築主義の研究は、社会の成員の手によって、ある事実が他でもない「その事実」として築き上げられていく過程をみることにこそ意義があることをハッキングは指摘している。
- 4 社会問題の社会構築主義の方法論的議論においては、いわゆる「オントロジカル・ゲリマンダリング論争」がある。それは、想定された問題状況に関わるクレーム・メイキング活動の変化とその状況に関わる客観的状态の変化のふたつの説明が構築主義者自身の研究のなかで混在しているとの指摘が提出されたことを皮切りに発展した論争であった。この問題に対して、一方のいわゆる「厳格派」と呼ばれる立場からは、客観的状态の説明を排除していく構築主義的研究の方法が模索された。他方のいわゆる「コンテクスト派」と呼ばれる立場からは、「相互行為的、文化的、歴史的なコンテクストに関してわれわれは社会科学的な知識を有するのであり、それらの知識によってもたらされる知見をもとに、研究対象者たちのさまざまな活動を解釈することが構築主義者にはできる」（Weinberg 2014, p.122）との認識から、公式統計や世論調査のような時代や文化のコンテクストを示す社会科学的な知識（それ自体社会的に構築されるものであれ）を自身の研究に積極的に用いて問題の構築過程を解明する研究が展開された。本稿は、児童保護政策の歴史や各当局の社会調査等を参照しながら児童虐待問題の構築過程を明らかにする点で、後者のコンテクスト派の立場にあるといえる。
- 5 本稿は、公的な言説を社会に流通させるマス・メディアとしての「新聞」を主に分析対象として取り上げる。対象新聞は昭和初期に東京の二大有力紙であった『東京朝日新聞』と『東京日日新聞』、大衆的な家庭新聞の色彩・イメージをもった『読売新聞』、労働者階級に人気のあった『萬朝報』、花柳界の読者を多くもった『都新聞』の5紙とした（それぞれの新聞の特徴については、山本（1981）を参照）。記事の収集については、オンラインデータベースの読売新聞「ヨミダス歴史館」と朝日新聞「聞蔵Ⅱビジュアル」を、その他の新聞については縮刷版とマイクロフィルムを使用して行った。
- 6 1908年に誕生した中央慈善協会は、1921年に社会事業協会へ名称を変更した後、いく度の組織変更を経て、1955年に社会福祉法人全国社会福祉協議会へ改称して現在に至る。
- 7 「地方から娘を買って門付芸人にして虐待//蒲田町の奇怪な娘地獄/新潟地方で被害者六十余名」（『東京朝日新聞』1930年9月13日）。「賣薬行商の幼児を虐待//繼父母に賣られた薄倅の子/十餘名を酷使す」（『都新聞』1930年9月20日）。
- 8 「夜の銀座を流す惨めなる少年少女//門付芸人や押売りの親分に目を光らす両署員/〇〇蒲田で暴露された門付芸人の少年少女虐待事件は常時各方面に異常な衝撃を与え、不幸な子供達の悲惨な生活状態は社会問題とまでなった」（『東京朝日新聞』1930年10月6日）。「つらい内職に病む幼な子ら//夜遅く迄働き疲れ/聞くも涙の恵まれぬ運命/1930年の新語に、新しく入れられなくてはならない言葉の一つは、きくも恐ろしい『児童虐待』！……今日、下層社会の子供たちは親兄弟のもとにあつてさへ、殆どこの『児童虐待』にも等しいやうな過酷な労働を強いられています」（『読売新聞』1930年10月21日）。
- 9 国内で児童労働が社会問題となっていたこの時期、児童虐待問題の文脈とは異なるものの、1931（昭和6）年5月の第15回国際労働総会と1932（昭和7）年4月の第16回国際労働総会において、工業以外の職業に児童を使用する際の年齢の問題について国際的に討議され、結果、「工業以外の職業に使用し得る児童の最低年齢に関する条約」と「工業以外の職業に使用し得る児童の最低年齢に関する勧告」が採択された（社会局1933）。このことと児童虐待防止法との関連については稿を改めて検討する。

## 引用文献

- 中央慈善協会, 1911, 『救済事業調査要項』(社会福祉調査研究会編, 1985, 『戦前期社会事業史料集成第17巻』日本図書センター)。
- Hacking, I. 1998, "On Being More Literal about Construction," I. Velody & R. Williams eds., *The Politics of Constructionism*, London: SAGE Publications, pp.49-68.
- Hacking, I. 2000, *The Social Construction of What*, Cambridge: Harvard University Press (=2006, 出口康夫ほか訳『何が社会的に構成されるのか』岩波書店)
- Hannigan, J. A., 1995, *Environmental Sociology: A Social Constructionist Perspective*, London: Routledge (=2007, 松野弘監訳『環境社会学：社会構築主義的観点から』ミネルヴァ書房)。
- 原胤昭, 1909, 「児童虐待防止事業」『慈善』1(2), pp.69-76.
- Harris, S. R., 2013, "Studying the Construction of Social Problems," J. Best & S. R. Harris eds., *Making Sense of Social Problems: New Images, New Issues*, Colorado: Lynne Rienner, pp.1-12.
- 土方苑子, 2002, 『東京の近代小学校：「国民」教育制度の成立過程』東京大学出版会。
- 池田由子・矢花美美子, 2002, 「わが国における児童虐待防止運動の歴史：とくに明治時代における原胤昭の業績を中心として」『東洋大学発達臨床研究紀要』2, pp.46-59.
- 岩間麻子, 1998, 「明治・大正期における児童虐待とその背景」『社会福祉学』39(1), pp.112-128.
- 片岡優子, 2009, 「原胤昭の生涯とその事業：児童虐待防止事業を中心にして」『Human Welfare』1(1), pp.19-30.
- 清川郁子, 2007, 『近代公教育の成立と社会構造：比較社会論的視点からの考察』世織書房。
- 三島亜紀子, 2004, 「1933年『児童虐待防止法』に先行する児童虐待への介入に関する考察」『会津大学短期大学部研究年報』61, pp.107-122.
- 文部省, 1972, 『学制百年史』帝国地方行政学会。
- 元森絵里子, 2014, 『語られない「子ども」の近代：年少保護制度の歴史社会学』勁草書房。
- 内閣, 1918, 『救済事業調査会官制』(勅令第二六三三号)。
- 内務省社会局, 1920, 『救済事業調査会報告』(社会福祉調査研究会編, 1985, 『戦前期社会事業史料集成第17巻』日本図書センター)。
- 内務省社会局, 1922, 『本邦社会事業概要』(社会福祉調査研究会編, 1985, 『戦前期社会事業史料集成第2巻』日本図書センター)。
- 内務省社会局, 1932, 『社会事業調査会報告』(社会福祉調査研究会編, 1985, 『戦前期社会事業史料集成第17巻』日本図書センター)。
- 下西さや子, 2005, 「明治期における児童虐待問題の構築と子どもの権利思想」『社会福祉学』46(1), pp.3-14.
- Specter, M. & J. I. Kitsuse, 1977, *Constructing Social Problems*, New York: Aldine de Gruyter (=1990, 村上直之ほか訳『社会問題の構築：ラベリング理論をこえて』マルジュ社)。
- 杉田菜穂, 2008, 「日本における児童権論の展開と社会政策：1933年児童虐待防止法を見据えて」『経済学雑誌』108(4), pp.53-76.
- 炭谷茂・齋藤薫, 1994, 「児童虐待の実態と政策：歴史的・国際的比較分析から」『社会福祉研究』59, pp.17-24.
- 社会局, 1933, 『第十六回国際労働総会報告書』。
- 高橋靖幸, 2013, 「明治期における『児童虐待』の社会的構築」『子ども社会研究』19, pp.77-90.
- 田中亚紀子, 2013, 「昭和戦前期の未成年者処遇制度：昭和八年児童虐待防止法案審議を主たる対象として」『阪大法学』63, 1267-1291.
- 上野加代子, 2006, 「児童虐待の発見方法の変化：日本のケース」上野加代子編『児童虐待のポリテクス：「こころ」の問題から「社会」の問題へ』明石書房, pp.245-273.
- Weinberg, D., 2014, *Contemporary Social Constructionism: Key Themes*, Philadelphia: Temple University Press.
- 山本武利, 1981, 『近代日本の新聞読者層』法政大学出版局。
- 安岡憲彦, 1999, 「戦時局下の貧困児童への保護施策：児童虐待防止法の制定をめぐる」『近代東京の下層社会：社会事業の展開』明石書房, pp.113-136.
- 吉見香, 2012, 「戦前の日本の児童虐待に関する研究と論点」『教育福祉研究』18, pp.53-64.